様式3号(第9条関係)

貸付契約(　―　)号

家畜貸付契約書

小野町長(以下『甲』という。)と導入対象者(以下『乙』という。)は、甲の所有する肉用繁殖雌牛の乙への貸付に関し、つぎのとおり契約する。

(履行義務)

第1条　甲及び乙は、甲の定める小野町優良基礎肉用雌牛導入事業基金条例施行規則（以下「基金条例施行規則」という。）に従い、誠実にこの契約を履行するものとする。

(貸付家畜、貸付期間及び譲渡価格)

第2条　甲は、甲の所有する肉用繁殖雌牛1頭を乙に貸付ることとし、その貸付家畜、貸付期間及び譲渡価格は付表のとおりとする。

(履行事項)

第3条　乙は、貸付期間中次の事項を遵守するものとする。

(1)　善良な管理者の注意をもって飼養管理にあたること

(2)　貸付家畜を家畜共済に付すること

(3)　家畜保健衛生所の指導等により貸付家畜の伝染病の予防のための注射等を行うこと

(4)　貸付家畜の飼養管理に要する経費を負担すること

(5)　貸付期間中毎年度末の肉用繁殖牛の飼養頭数を甲に報告すること

(6)　畜産経営計画書の飼養計画の達成に務めること

(7)　導入家畜に種付をしようとするときは、交配する種雄牛の選定について、町長の指示に従うこと。

(8)　次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告すること

ア　貸付家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡、その他重大な事故があった時

イ　乙が疾病等にかかる等飼養管理を継続することが不可能となった時

ウ　乙が農業労働力、経営農用地等の面積の変動により畜産経営計画書に掲げた肉用繁殖雌牛の飼養が困難となった時

(譲渡対価の納付)

第4条　乙は、甲の発行する譲渡対価の納付の通知書により指定する期日までに、譲渡対価を納付するものとする。

2　乙は、前項によるほか、貸付期間に貸付家畜から生産された肉用育成雌牛(貸付時における導入家畜と同程度以上の資質を有すると評価されたものであること)を納付することができる。

(損害賠償)

第5条　貸付期間中に貸付家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡、その他重大な事故があった場合において、当該事故が乙の責めに帰すべき事由と認められる時は、基金条例施行規則第17条に基づき乙は甲に損害を賠償しなければならない。

(廃用処分)

第6条　甲は、貸付期間中に貸付家畜につき疾病、事故等により廃用処分の必要が生じた場合は、乙と協議の上基金条例施行規則第18条に基づき適正に処置するものとする。

(延滞金)

第7条　甲は、乙が譲渡対価及び損害賠償を乙の指定する期日までに納付しない時は、乙から当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該納付額に付き年利10.95パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

(その他)

第8条　この契約の条項及びこの契約に定めていない事項について疑義が生じたときは、甲乙の間において基金条例施行規則に即し誠意ある協議を行い解決するものとする。

2　乙は、甲が行う各種農業行政施策等に対し、率先協力するものとする。

この契約の証として、本契約書を2部作成の上、甲乙各1通を保有するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲(貸付者)　氏　名　　　　　　　　印

住所

乙(借受者)　氏名　　　　　　　　印

住所

連帯保証人　氏名　　　　　　　　印

住所

連帯保証人　氏名　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

付表

No.

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付番号 | ―― |
| 名号 | 　 |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 登録番号 | 　 |
| 貸付開始日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 貸付終了日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 本体価格①(税抜き) | 円 |
| 譲渡に係る消費税②{①－(非課税取引き額)}×3％ | 円 |
| 譲渡価格①＋② | 円 |

注：非課税取引き額は輸送保険料等